

東海市こども計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

こども・若者とその家庭をしあわせに



令和7年（2025年）3月

東 海 市

はじめに

本市では、都市宣言に掲げている「子育てと結婚を応援するまち 東海市」にふさわしい「子育てするなら東海市、日本一子育てしやすいまち」を目指し、子どもたちが「東海市に生まれてよかった」、保護者が「東海市で子育てできてよかった」と思えるよう、様々な子育て支援のための施策を進めてまいりました。

こうした施策の効果により、本市の合計特殊出生率は国や県より高いレベルで推移している状況にありますが、全国的な少子化の進行や子どもを取り巻く様々な課題への対応は、待ったなしの先送りできない課題であります。

このような状況の中、本市を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、「東海市子ども計画」を策定いたしました。

本計画は基本理念を「子ども・若者とその家庭をしあわせに」とし、この理念のもと5つの基本的な視点と5つの基本目標を掲げ、すべての子ども・若者の権利が尊重され、自らの意思を表明することができ、最善の利益が図られるとともに、子ども・若者及び子育て世代が将来に対して明るい展望が持てるよう、市全体で支えてまいります。

今後の計画推進には、子どもや若者、子育て当事者の方々の声をしっかり聴くことを大切に、引き続き市民の皆様、事業所、団体等と共に取り組みを進めていくことが必要となりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました市民の皆様をはじめ、東海市子ども・子育て支援会議の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

東海市長 花田 勝重



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 こどもに関する施策の動向	2
3 計画の法的根拠と位置づけ	3
4 計画策定体制とプロセス	6
第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状と課題	7
1 東海市の現状	7
2 アンケート調査結果からみえる現状	15
3 こども・若者の意見	30
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	32
5 東海市の課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本的な視点	39
3 計画の体系	40
第4章 施策の展開	41
1 こども・若者の立場に立った支援を推進します	41
2 ライフステージに応じて切れ目なく支援します	45
3 良好な成育環境を整備します	51
4 身近な地域における助け合い・支え合いを推進します	56
5 若い世代の生活基盤の安定を支援します	59
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	63
1 教育・保育提供区域の設定	63
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	64
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	67
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70
5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	83
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	83
7 乳児等のための支援給付における教育・保育等の一体的提供やその推進体制等の確保	84
第6章 計画の進行管理	85
1 施策の実施状況の点検	85
2 計画の見直し	85
3 国・県等との連携	85
参考資料	86
1 東海市子ども・子育て支援会議	86
2 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議	89
3 計画の策定過程	91
4 用語説明	92
5 指標の算出方法	94

1

第1章 計画の策定にあたって 計画策定の趣旨

本市では、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を期間とする「第2期東海市子ども・子育て支援事業計画」において、「すべての子どもと家庭をしあわせにするまちづくり」を基本理念として、施策を進めてきました。

第7次東海市総合計画では、子ども・子育て分野におけるめざすまちの姿を「安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」とし、子どもや子育て世代への支援、子どもの学び・体験への支援を施策として掲げています。

第4次東海市総合福祉計画では、基本目標の一つに「子どもたちの健やかな育ちを、地域で支えあっている」とし、こどもの置かれている状態に関わらず、すべてのこどもの権利が保障され、こどもを中心とした地域での支えあいのもと、こどもたちが健やかに成長している状態を目指しています。

今回策定する「東海市こども計画」は、こども・若者の権利が保障され、健やかに成長できるとともに、将来にわたって幸せに生活できることをめざして、必要な取り組みを進めていく計画です。この計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定する計画で、これまでの子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画を内包するとともに、若者世代への支援や貧困対策も含む計画として策定するものです。



2 第1章 計画の策定にあたって こどもに関する施策の動向

国の、こどもに関する施策は、こども基本法に基づく『こども大綱』が中心となっています。大綱では、「こどもまんなか社会」を目指すという方向性が掲げられ、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指すとされています。

『こども大綱』の基本方針には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現を支援すること等が記載されています。また、『こども大綱』は、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取り組みが必要と考えています。

ライフステージ	主な取組
こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保育・医療の確保 ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ● 居場所づくり ● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ● いじめ防止 ● 不登校のこどもへの支援 ● 校則の見直し ● 体罰や不適切な指導の防止 ● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育の就学支援、高等教育の充実 ● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3

第1章 計画の策定にあたって

計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するもので、こども大綱及び愛知県のこども計画を踏まえて策定する計画です。同時に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を含む形で策定する計画です。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。

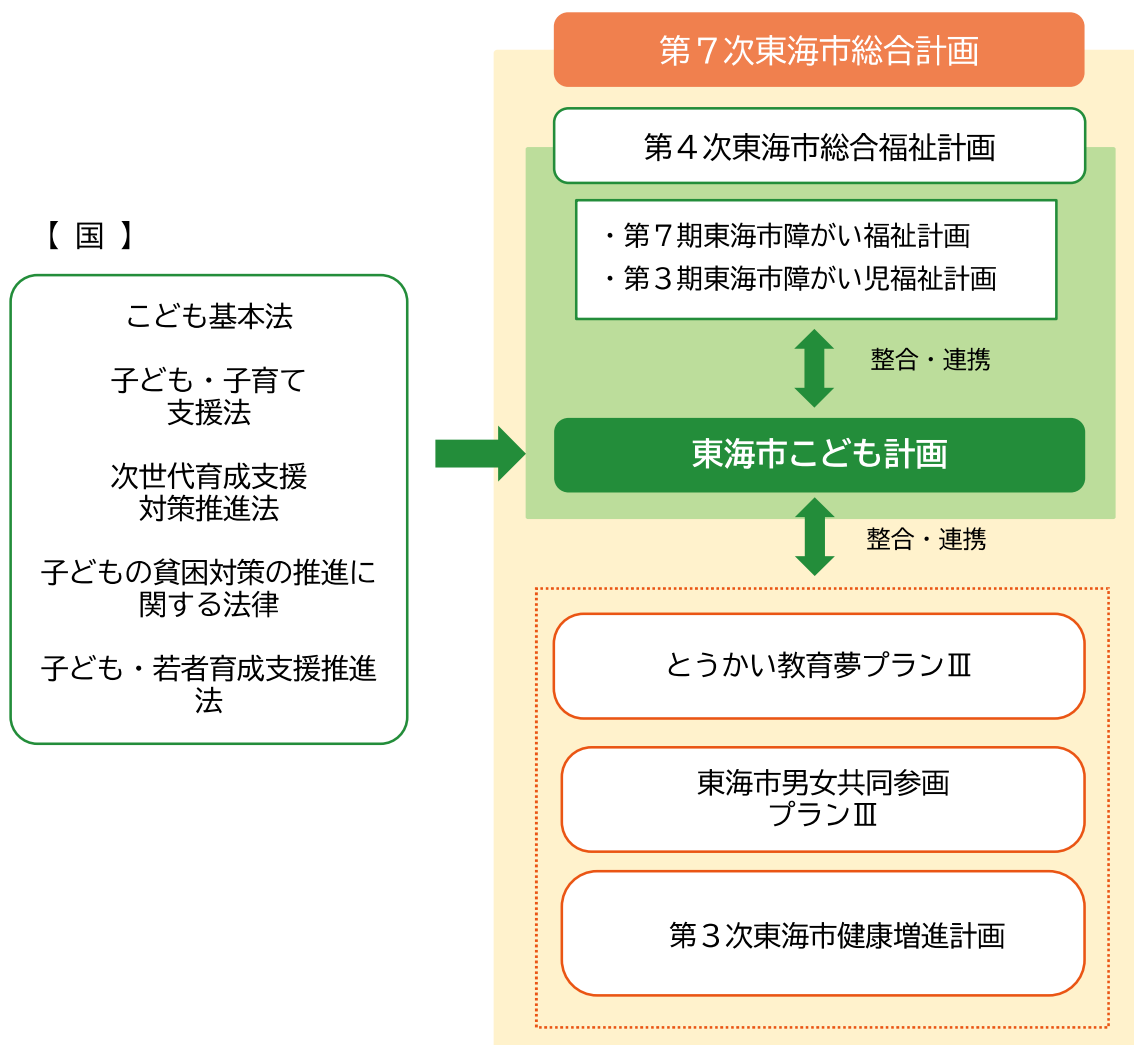
また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」として位置付けるとともに、「第7次東海市総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図りながら策定しました。

こども関連施策の概要

法律	市町村計画に関する規定	その他	第2期計画の範囲 東海市こども計画の範囲
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画（第八条） 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画（常用雇用100人超の事業主）の策定。 特定事業主行動計画（国及び地方公共団体）の策定。 子育てサポート企業の認定（くろみん認定）。 	
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画（第六十一条） 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項（基本的記載事項、任意記載事項）が規定されている。（第六十一条2、3） 	
こども基本法	市町村こども計画（第十条2） 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> こども施策に関する大綱（第九条）について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 こども施策に係るこども等の意見を反映することが規定されている。（第十一条） 	
子どもの貧困対策の推進に関する法律	都道府県計画等（第九条2） 市町村は、大綱（中略）を定めるよう努めるものとする。		
子ども・若者育成支援推進法	都道府県子ども・若者計画等（第九条2） 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（中略）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（中略）を定めるよう努めるものとする。		

※成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針及び母子保健に関する計画を含んでいます。

東海市子ども計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画					東海市子ども計画				

(3) 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳からおおむね20歳代までの子ども・若者を対象とします。ただし、施策によっては30歳代までの若者も含まれます。

本計画では、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連について

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）については、地方自治体においても目標の達成に向けた取り組みの推進が求められています。

本計画においても、関連性の強い以下の8つの目標を取り上げ、目標の達成を目指して取り組みを推進します。



4 第1章 計画の策定にあたって 計画策定体制とプロセス

(1) 東海市子ども・子育て支援会議の設置

本市における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「東海市子ども・子育て支援会議」を設置し、本計画の内容について協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て当事者の現状やニーズを把握するとともに、こども・若者本人の意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

(調査基準日：令和6年(2024年)2月1日)

①子育て支援に関する調査

調査対象：東海市在住の未就学児(0～5歳)の保護者
東海市在住の小学生(6～12歳)の保護者

②こどもの生活状況に関する調査

調査対象：東海市在住の小学5年生・中学2年生

③子育て世帯の生活実態調査

調査対象：東海市在住の小学5年生・中学2年生の保護者

④こども・若者調査

調査対象：東海市在住のこども・若者(16～34歳)

(3) こども・若者の意見の聴取

①こども・若者のオンライン意見箱

こども・若者本人が自らの意見を投稿できるオンライン意見箱を開設し、意見聴取を実施。

②インタビュー調査

児童館等を利用しているこども本人を対象にインタビュー調査を実施。